

## 保安教育について

保安教育に関しては、「再処理事業部保安教育実施細則（再処理施設）」に以下の内容を定めている。

### 1. 目的

本細則は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、再処理事業所再処理施設（以下、「再処理施設」という。）の保安に必要な保安教育に関する事項を定め、再処理施設の安全確保に係る知識、技能の取得を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

本細則は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の知識・技能の習得を図るために実施する保安教育に適用する。また、再処理施設において再処理の事業に関する業務を請負事業者等に行わせる場合の、当該業務に係る保安教育にも適用する。

### 6. 実施内容

保安教育の計画、実施、報告等の業務フローは参考－1のとおりとする。

#### (1) 保安教育の計画

a. 本細則で規定する保安に必要な保安教育の項目、対象者、教育区分、頻度、保安教育内容および教育実施担当課長は、「保安教育の一覧表」（別表－1）に示すとおりとする。

「保安教育の一覧表」（別表－1）に規定のない教育を保安教育として実施する場合は、「社員等の保安教育実施計画書」（様式－2）にて上述の内容を定める。

b. 教育実施担当課長は、担当する保安教育項目について、「保安教育の一覧表」（別表－1）に基づき対象者、教育目的、教育内容および教育方法を記載した「保安教育個別実施計画」（様式－1）を作成し、技術課長に提出する。

なお、入所時教育については、技術課長が集合教育を開催し、集合教育の開催日については年度開始前までに各課長に通知する。また、1回／年教育のうち、技術課長が開催する集合教育について、技術課長はあらかじめ教育実施担当課長と日程調整を実施した後、開催日について各課長に通知する。

c. 技術課長は、「保安教育個別実施計画」（様式－1）に基づき、以下（a）～（d）の事項を記載した「社員等の保安教育実施計画書」（様式－2）を作成する。

なお、「社員等の保安教育実施計画書」（様式－2）作成の際は、実施が決まっている内容を記載することとし、曖昧な（追而等）の記載をしない。また、運転部長および管理担当課長（保安規定別表－1）は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、b項に準じて「保安教育実施計画」を作成

し技術課長に提出する。技術課長は上記計画書を合わせて、年度開始前までに再処理安全委員会の審議および核燃料取扱主任者の審査を受けた後、事業部長の承認を得る。また、技術課長は、「保安教育実施計画」の承認を得る際、技術本部長と協議する。

- (a) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分および区分毎の保安教育の内容
- (b) 保安教育の実施時期
- (c) 保安教育の方法

保安教育の実施に係る一部の業務（講師等）の委託等を行う場合は、教育実施担当課長と協議し、委託等の管理の責任者、業務の範囲、講師要件等を記載する。

- (d) 訓練を目的とした操作に係る保安上の遵守事項
- d. 事業部長は、「社員等の保安教育実施計画書」（様式－2）を承認するに当たっては、再処理安全委員会に諮問し、核燃料取扱主任者の審査を受ける。
- e. 技術課長は、事業部長の承認を得た「社員等の保安教育実施計画書」（様式－2）を各課長に通知し、保安教育の計画的な受講および管理を依頼する。
- f. 技術課長は、「社員等の保安教育実施計画書」（様式－2）の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに c. ～ e. の手続きを行う。
- g. 各課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対し、「社員等の保安教育実施計画書」（様式－2）および「保安教育の一覧表」（別表－1）に基づき、「保安教育管理システム」にて教育区分を明確にし、受講計画を登録する。登録後、「保安教育管理システム」より「保安教育管理表」（様式－3）を出力し、捺印・保管する（具体的受講科目は参考－2を参照）。

新規配属等により新たに保安教育の対象者が生じた場合は、その都度、「保安教育管理システム」にて教育区分を明確にし、受講計画を登録する。また、受講者の欠席もしくは評価等で再受講が必要となる等受講計画に変更があった場合は、適宜受講計画を見直す。

なお、「保安教育管理システム」に受講計画を登録することで、入所時教育の受講申込みを行ったものとする（受講計画の登録は、原則、受講日の2日前（休日を除く）まで）。

- h. 各課長は、保安教育の受講を省略する場合は、「保安教育受講省略基準」（別表－2）の保安教育受講省略基準に従い「保安教育管理システム」に反映する。
- i. 各課長は、集合教育の講師を務めた者に関しては、当該講師が担当項目の集合教育を実施した日を受講実績として「保安教育管理システム」に登録する。
- j. 各課長は、再処理施設の操作に係る作業を行わせる請負事業者等および非常時要員に該当する請負事業者等については、当社社員と同様の計画・管理・報告を

行う。

- k. 技術課長は、非常時要員の変更の都度、新規非常時要員が所属する各課長に、「保安教育管理システム」への反映と教育の受講指示を依頼する。

(2) 保安教育の実施

- a. 入所時教育

教育には以下の科目がある。

- ・「関係法令及び保安規定の遵守に関するここと」(以下、「A-1」という。)
- ・「再処理施設の構造、性能及び操作に関するここと」(以下、「B-1」という。)
- ・「放射線管理に関するここと」(以下、「C-1」という。)
- ・「核燃料物質等の取扱いに関するここと」(以下、「D-1」という。)
- ・「非常の場合に採るべき処置に関するここと」(以下、「E-1」という。)

(a) 技術課長は、教育実施担当課長が担当する入所時教育を集合教育として定期的に開催する。

(b) 教育実施担当課長は、自らまたは教育資料を説明できる能力を有する者を講師として技術課長に通知し、技術課長は、通知に基づき、講師を指名する。(様式-5、様式-6)

(c) 技術課長は、教育実施担当課長に対して、教育内容が最新の題材で行われるような視点から、第4四半期に教育資料の見直しを依頼する。

(d) 教育実施担当課長は、技術課長からの教育資料の見直し依頼を受けて、必要に応じて教育資料の見直しを実施する。ただし、早急に教育資料の見直しが必要な場合は、その都度実施する。また、トラブル等が発生し、その内容を教育内容に反映する必要がある場合は、別表-1の教育内容に含めて実施する。

(e) 技術課長は、教育実施担当課長から教育資料の見直しを受領した場合は、その見直し内容を保安教育の講師要件を満たしている者に対して周知または教育を実施し、「保安教育(入所時)テキスト変更に伴う説明会(教育)報告書」(様式-7)を作成する。また、技術課長から周知または教育を受けた者が他の講師要件を満たしている者に周知または教育を実施した場合は、「保安教育(入所時)テキスト変更に伴う説明会(教育)報告書」(様式-7)を作成し技術課に提出する。

(f) 各課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対し、受講計画に基づき、集合教育を受講させる。

(g) 各課長は、再処理の事業に関する業務を行わせる請負事業者等に対し、作業内容に応じた教育区分を明確にし、集合教育を受講させる(具体的受講科目は参考-2を参照)。ただし、技術課長が認めた場合は、請負事業者等に教育を実施させることができる。

教育区分

- ・区分X：管理区域外で作業を行う者
  - ・区分Y：管理区域内で作業を行う者
  - ・区分Z：再処理施設の操作に係る作業を行う者
- (h) 請負事業者等は、集合教育を受講する際「保安教育受講申込書（請負事業者等）」（様式－4）にて「保安教育管理システム」に受講申込みを行う（受講申込みは、原則、受講日の2日前（休日を除く）まで）。
- (i) 運転部長および各課長は、集合教育以外の方法で請負事業者等に教育を実施させる場合は、当該項目に関する当社保安教育を受講した者を講師とする。ただし、「放射線管理に関すること」の入所時教育に関しては、「再処理事業部 放射線管理仕様書」に基づき放射線管理課長が放射線防護教育（b教育）の講師として認めた者も保安教育の講師要件を満たしているものと見なす。
- (j) 上記(i)の場合、請負事業者等は、保安教育テキストについては技術課から貸与を受けることとする。
- (k) 上記(i)の場合、運転部長および各課長は、適宜、教育現場に立会い、教育の内容、時間数等が保安規定に適合していることを確認し、「保安教育実施状況確認報告書」（様式－11）を作成する。
- b. 1回／年教育  
教育には以下の科目がある。
- ・「関係法令及び保安規定の遵守に関するここと」（以下、「A－2」という。）
  - ・「再処理施設の構造、性能及び操作に関するここと」（以下、「B－2」または「B－2 1」という。）
  - ・「放射線管理に関するここと」（以下、「C－2」という。）
  - ・「核燃料物質等の取扱いに関するここと」（以下、「D－2」という。）
  - ・「非常の場合に採るべき処置に関するここと」（以下、「E－2」という。）
- (a) 教育実施担当課長は、担当する保安教育項目について教育資料を作成し、承認する。また、トラブル等が発生し、その内容を教育内容に反映する必要がある場合は、別表－1の教育内容に含めて実施する。
- (b) 「A－2」、「C－2」、「E－2」について、教育実施担当課長は、技術課長からの依頼に基づき、担当する保安教育項目について、集合教育において教育を実施する。
- ①集合教育講師および教育資料の確認・審査
- ・技術課長は、教育実施担当課長が作成した教育資料を確認する。（様式－8）
  - ・技術課長は、確認した教育資料について、核燃料取扱主任者に審査を申請する。
  - ・核燃料取扱主任者は、教育内容が保安上妥当であることを審査する。

- ・技術課長は、核燃料取扱主任者による審査結果通知の受領後、教育実施担当課長に審査結果を通知する。(様式－9)
- ・教育実施担当課長は、自らまたは核燃料取扱主任者の確認を受けた教育資料を説明できる能力を有する者を講師として、技術課長に通知し、確認を受ける。(様式－10)

## ②展開教育の講師

各課長は、教育実施担当課長が担当する教育を受講し確認試験に合格した者を展開教育の講師として指名する。

展開教育の講師は、集合教育講師が使用した教育資料およびビデオ等を用いて教育する。

(c) 「B－2」または「B－21」、「D－2」については、教育実施担当課長が担当する保安教育項目の教育を実施する。

教育講師および教育資料の確認・審査については以下のとおりとする。

- ・技術課長は、教育実施担当課長が作成した教育資料を確認する。(様式－8)
- ・技術課長は、確認した教育資料について、核燃料取扱主任者に審査を申請する。
- ・核燃料取扱主任者は、教育内容が保安上妥当であることを審査する。
- ・技術課長は、核燃料取扱主任者による審査結果通知の受領後、教育実施担当課長に審査結果を通知する。(様式－9)
- ・教育実施担当課長は、自らまたは核燃料取扱主任者の確認を受けた教育資料を説明できる能力を有する者を講師として、技術課長に通知し、確認を受ける。(様式－10)

(d) 各課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対し、受講計画に基づき、教育実施担当課長が担当する教育(集合教育を含む)または展開教育を受講させる。

なお、第4四半期(1月～3月)の新規配属者については、1回／年教育を次年度第1四半期(4月～6月)末までに受講させる。

(e) 各課長は、再処理施設の操作に係る作業を行う請負事業者等(区分Z)については、当該作業を実施する当社操作員と同様の教育を受講させる。また、展開教育を受講させる場合は、上記(c)②、(c)を満足する当社社員が講師となって実施させる。

(f) 各課長は、請負事業者等のうち、非常時要員については、「非常の場合に採るべき処置に関すること」を受講させる。また、展開教育を受講させる場合は、上記(c)②を満足する当社社員が講師となって実施させる。

c. 上記a、b以外の教育

「保安教育の一覧表」(別表－1)に規定のない教育を保安教育として実施する場合は、「社員等の保安教育実施計画書」(様式－2)に基づき教育を実施する。

(3) 保安教育の管理

a. 入所時教育

- (a) 技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対し、集合教育を開催した場合、教育実施担当課長が作成した確認試験にて受講結果を確認し、受講者が所属する各課長に確認試験結果を通知するとともに「保安教育管理システム」に受講実績を登録する。
- (b) 各課長は、技術課長からの通知に基づき、受講結果を評価し、「保安教育管理システム」にて承認を行う。  
評価の結果、再受講が必要と判断した場合は、再受講させる。
- (c) 技術課長は、再処理施設に関する作業を行う請負事業者等(区分X、Y)に対し、集合教育を開催した場合、教育実施担当課長が作成した確認試験にて受講結果を確認し、「保安教育管理システム」に受講実績を登録する。
- (d) 各課長は、再処理施設に関する作業を行う請負事業者等(区分X、Y)に作業を行わせる前に、当該作業者に必要な保安教育の受講結果を区分Xの場合は「作業員名簿」および「保安教育管理表(請負事業者等)」(様式－12)、区分Yの場合は「作業者名簿」(「再処理事業部 放射線作業細則」に基づく)および「保安教育管理表(請負事業者等)」(様式－12)を用いて請負事業者等に報告させ、必要な保安教育を受講していることを確認する。作業期間中に保安教育の有効期限が切れる者がいる場合は、有効期限が切れる前までに受講した結果を「保安教育管理表(請負事業者等)」(様式－12)にて報告させ、受講実績を確認する。また、作業期間を延長する際は、再度「保安教育管理表(請負事業者等)」(様式－12)にて報告させ、有効期限を確認する。

なお、有効期限が切れた者に対しては作業を行わせないこととする。

- (e) 再処理施設に関する作業を行う請負事業者等(区分X、Y)は、「保安教育管理表(請負事業者等)」(様式－12)を「保安教育管理システム」から出力し、各課長に提出する。
- (f) 各課長は、6.(2)a.(i)にて請負事業者等に保安教育を実施させた場合は、その結果を請負事業者等から技術課長に確認試験結果または「保安教育講師所感通知書」(様式－13)にて通知させ、技術課長は、「保安教育管理システム」に受講実績を登録する。

b. 1回／年教育

- (a) 「A－2」、「C－2」、「E－2」について

①技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対し、集合教育を

開催した場合、教育実施担当課長が作成した確認試験にて受講結果を確認し、受講者の所属長に試験結果を通知するとともに「保安教育管理システム」に受講実績を登録する。

②各課長は、技術課長からの通知に基づき、受講結果を評価し、「保安教育管理システム」にて承認を行う。

③各課長は、展開教育を実施した場合、試験結果または「保安教育講師所感通知書」(様式-13)にて受講結果を評価し、「保安教育管理システム」に受講実績を登録する。

(b) 「B-2」、「B-2 1」、「D-2」について

①教育実施担当課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等、および再処理施設の操作に係る作業を行う請負事業者等(区分Z)に対し1回／年教育を実施した場合は、「保安教育講師所感通知書」(様式-13)を作成し、受講者の所属長(受講者が請負事業者等の場合は、受講実績を管理している部署の長)に通知する。ただし、確認試験を実施した場合は確認試験結果にて通知する。

②各課長は、教育実施担当課長からの通知に基づき、受講結果を評価し、「保安教育管理システム」に受講実績を登録する。

(c) 各課長は、(a)、(b)において、評価の結果、再受講が必要と判断した場合は、再受講させる。

c. 上記a、b以外の教育

「保安教育の一覧表」(別表-1)に規定のない教育を保安教育として実施した場合、技術課長は、実績管理方法を定め、各課長に通知する。

(4) 保安教育の報告

a. 各課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、「保安教育管理システム」により対象者が必要な保安教育を受講していることを2月末までに確認する。また、実施結果の評価を行い、評価結果を記入した「保安教育実績(社員)(請負事業者等)」(様式-14)および「保安教育管理システム」より出力した「保安教育管理表」(様式-3)の写しを技術課長に提出し、技術本部においては、技術管理部長にも提出する。その際、未受講者がいる場合は、「保安教育管理システム」に受講計画を登録するとともに必要な教育を速やかに受講させる。

b. 各課長は、3月20日までに新規配属者や未受講者の受講実績の反映等により、前項にて提出した「保安教育実績(社員)(請負事業者等)」(様式-14)、「保安教育管理表」(様式-3)に変更があった場合は、変更内容を反映し、技術課長に写しを提出し、技術本部においては、技術管理部長にも提出する。ただし、3

月20日以降に受講が必要な者がいる場合は、別途、3月末までの実績を反映し、技術課長に写しを提出し、技術本部においては、技術管理部長にも提出する。技術課長は、各課長から提出された「保安教育実績（社員）（請負事業者等）」（様式－14）、「保安教育管理表」（様式－3）により当年度に必要な保安教育が適切に行われていることを確認する。

なお、傷病等やむを得ない理由により入所時教育が有効期限内に、もしくは1回／年教育が年度内に受講が出来なかつた者がいた場合は、技術課長と対応を協議し、速やかに必要な教育を受講させる等の措置を講じる。

- c. 各課長は、再処理施設に関する作業を行う請負事業者等（区分X、Y）から提出させた「作業員名簿」、「作業者名簿」（「再処理事業部 放射線作業細則」に基づく）、「保安教育管理表（請負事業者等）」（様式－12）を基に実施結果の評価を2月末に行い、評価結果を記入した「保安教育実績（請負事業者等）」（様式－15）の写しを技術課長に提出し、技術本部においては、技術管理部長にも提出する。ただし、6.（2）a.（i）にて請負事業者等に保安教育を実施させた場合は、教育実施の都度、「保安教育管理システム」より「保安教育管理表（請負事業者等）」（様式－12）を出力し、ならびに「保安教育実績（請負事業者等）」（様式－15）を作成し、「保安教育管理表（請負事業者等）」（様式－12）および「保安教育実績（請負事業者等）」（様式－15）の写しを技術課長に提出し、技術本部においては、技術管理部長にも提出する。
- d. 各課長は、3月20日までに新規作業等により、前項にて提出した「保安教育実績（請負事業者等）」（様式－15）に変更があった場合は、変更内容を反映し、技術課長に写しを提出し、技術本部においては、技術管理部長にも提出する。ただし、3月20日以降に新規作業等が発生する場合は、3月末までの実績を反映し、技術課長に写しを提出し、技術本部においては、技術管理部長にも提出する。なお、傷病等やむを得ない理由により入所時教育を有効期限内に受講出来なかつた者がいた場合は、技術課長と対応を協議し、速やかに必要な教育を受講させる等の措置を講じる。
- e. 技術課長は、年度実績について、上記a.～d.で各課長から提出された実施結果、評価結果およびそれに対する改善案（予防処置または是正処置を含む）をとりまとめ、「保安教育実施報告書」（様式－16）を作成し、事業部長および核燃料取扱主任者に報告する。
- f. なお、年度実績の報告対象者は年度末に在籍している者とする。
- f. 技術管理部長は、年度実績について、上記a.～d.で各課長から提出された実施結果、評価結果およびそれに対する改善案（予防処置または是正処置を含む）をとりまとめ、「保安教育実施報告書」（様式－17）を作成し、技術本部長に報告

する。

なお、年度実績の報告対象者は年度末に在籍している者とする。

- g. 事業部長は、「保安教育実施報告書」(様式-16)、技術本部長は、「保安教育実施報告書」(様式-17) の内容を評価し、予防処置または是正処置案が妥当である場合はこれを承認し、承認した改善案については翌年度の「社員等の保安教育実施計画書」(様式-2) に反映させる等の必要な措置を技術課長に講じさせる。

## 7. 記録

- (1) 技術課長は、以下の記録について3年間保存する。また、保存する全ての個人情報の取扱については、「個人情報保護規程」を遵守する。
- a. 「社員等の保安教育実施計画書」(様式-2)
  - b. 「保安教育実施報告書」(様式-16)
- (2) 各課長は、以下の記録について3年間保存する。また、保存する全ての個人情報の取扱については、「個人情報保護規程」を遵守する。
- a. 「保安教育管理表」(様式-3)
  - b. 「作業員名簿」
  - c. 「作業者名簿」(「再処理事業部 放射線作業細則」に基づく)
  - d. 「保安教育管理表(請負事業者等)」(様式-12)
  - e. 「保安教育実績(社員)(請負事業者等)」(様式-14)
  - f. 「保安教育実績(請負事業者等)」(様式-15)

別表－1 保安教育の一覧表

社員等への保安教育実施区分、教育内容等(その1)

保安教育項目	教育実施担当課長	項目記号	内容	区分I		区分II		区分III		区分IV	
				統括当直長、操作員、管理担当課員 放射線業務従事者	左記以外の放射線業務従事者	統括当直長、操作員、管理担当課員 およびその他の運転部員	左記以外の放射線業務従事者	統括当直長、操作員、管理担当課員 放射線業務従事者	左記以外の放射線業務従事者	統括当直長、操作員、管理担当課員 放射線業務従事者	左記以外の放射線業務従事者
關係法令及び保安規定の遵守にすること(180分以上)	保安管理課長 品質保証課長	A-1	法律及びその関連法令のうち、再処理事業に係る事項、再処理施設保全規定並びに品質保証計画に関する基礎教育。	○	○	○	○	○	○	○	○
再処理施設の構造、性能及び操作にすること(120分以上)	技術課長	B-1	再処理施設の構造、性能、操作に関する基礎教育事業の指定並びに設計及び工事の方法に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項(を含む)。	○	○	○	○	○	○	○	(保安に関する相談)
放射線管理に関すること(240分以上)	放射線管理課長	C-1	放射線の性質、生体への影響、綿密当量等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、汚染時の措置等、放射線防護に係る基礎教育。管理区域内外作業の実施に必要な実技教育(異常時の応急措置を含む)。	○	○	○	○	○	○	○	(保安に関する相談)
核燃料物質等の販扱いに関すること(60分以上)	技術課長	D-1	再処理施設において販り扱う核燃料物質等の特性和、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に係る基礎教育(職界の防止に関することを含む)。	○	○	○	○	○	○	○	
非常の場合に採るべき対策にすること(60分以上)	技術課長 防災業務課長	E-1	異常時の通報・連絡、応急措置等、非常時対策活動に係る基礎教育	○	○	○	○	○	○	○	

<1回/年の保安教育>

保安教育項目	教育実施担当課長	項目記号	内容	区分I		区分II		区分III		区分IV	
				統括当直長、操作員、管理担当課員 およびその他の運転部員	左記以外の放射線業務従事者	統括当直長、操作員、管理担当課員 放射線業務従事者	左記以外の放射線業務従事者	統括当直長、操作員、管理担当課員 放射線業務従事者	左記以外の放射線業務従事者	統括当直長、操作員、管理担当課員 放射線業務従事者	左記以外の放射線業務従事者
關係法令及び保安規定の遵守にすること(180分以上)	保安管理課長 品質保証課長	A-2	法律及びその関連法令のうち、再処理事業に係る事項、再処理施設保全規定並びに品質保証計画に関する基礎教育。	○	○	○	○	○	○	○	○
再処理施設の構造、性能及び操作にすること(120分以上)	管理担当課長 統括当直長	B-2	再処理施設の操作及び管理に必要な実務教育(事業の指定並びに設計及び工事の方法に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置に係る事項(を含む))(対象: 管理担当課員および統括当直長、操作員を除く運転部員)	○	○	○	○	○	○	○	(保安に関する相談)
放射線管理に関すること(60分以上)	放射線管理課長	C-2	統括当直長及び操作員の知識教育、操作訓練 (対象: 統括当直長、操作員)	○	○	(2/3参照)	(2/3参照)	(2/3参照)	(2/3参照)	(2/3参照)	
核燃料物質等の販扱いに関すること(60分以上)	管理担当課長 統括当直長	D-2	再処理施設における核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄を行うために必要な実務教育(職界の防止に関することを含む)	○	○	○	○	○	○	○	
非常の場合に採るべき対策にすること(60分以上)	技術課長 防災業務課長	E-2	非常時対策活動を円滑に実施するための実務教育(他の教育項目に含まれる事項を除く)	○	○	(非常時要員)	(非常時要員)	(非常時要員)	(非常時要員)	(非常時要員)	(非常時要員)

<全般に關して>

- 実施時期を入所時とした教育が必須となる事項が生じる場合に当該事項について実施するとともに、3年(受講日から3年後の月末まで)1回の再教育を実施する。ただし、再教育については、1回／年の教育により代えができる。
- 核燃料物質等の取扱いに関する事項(以下、「再処理施設の操作、性能及び操作に関する事項」といいます)については「再処理施設の構造、性能及び操作に関する事項」に含める。

3 C-1は、労働安全衛生法に基づく特別教育に相当する教育(労働安全衛生法第59条3項: 放射線業務に從事する際の特別教育)

4 C-1は、放射線業務従事者に基づく教育(労働安全衛生法第59条3項: 放射線業務に從事する際の特別教育に相当する教育であり、合わせて実施する)。

6 管理区域に入域する場合は、全ての入所時教育を受講する(一時立入者を除く)。

社員等への保安教育実施区分、教育内容等(その2)

操作員	統括担当長	当直長	その他		保安教育項目	分類	細目	内容
					操作員	操作員	操作員	操作員
知識教育	再処理施設の構造、性能及び操作に関すること	基礎知識	再処理施設の操作に必要な安全管理の基礎知識(事業の指定並びに設計及び工事の方法に記載された保安に係る事項を含む)	◎	○	○	○	○
		巡視検査	巡視点検対象と確認項目	◎	○	○	○	○
		操作に係る実務知識Ⅰ	保安規定の要求を遵守するために操作において必要な措置(異常時の措置を含む)	◎	○	○	○	○
	操作訓練	操作に係る実務知識Ⅱ	複数の施設に係る操作の連携、異常時対応の指揮に必要な知識	◎				
		保修等に係る措置	保修、改修の実施に係る措置	◎	○	○	○	○
		操作訓練	保安規定の要求を遵守して操作を行うために必要な訓練(異常時の措置を含む)	○	○	○	○	○

水經注 卷之二

○担当業務に応じて必要な教育内容には、担当する施設の操作の指揮に必要な知識教育および訓練を含む

## 請負事業者等への保安教育実施方針

保安教育項目	内容	実施時期	再処理施設の管理区域内で作業を行う者 (※)	再処理施設に関する作業を行なう左記以外の者
関係法令及び保安規定の遵守にすること(180分以上)	法律及びその関連法令のうち再処理事業に係る事項、再処理施設保安規定並びに品質保証計画に関する事項。	入所時	○	○
再処理施設の構造、性能及び操作に関すること(120分以上)	再処理施設の構造、性能及び操作に関する事項、並びに設計及び工事の方針に記載された保安に係る事項、異常時の応急措置(に係る事項を含む)	入所時	○	○
放射線管理に関すること(240分以上、ただし、再教育においては60分以上)	放射線の性質、生体への影響、線量当量等の監視方法、管理区域の立ち入り及び退去の手順、汚染時の措置等、放射線防護に係る基礎教育	入所時	○	○
核燃料物質等の取扱いに関すること(60分以上)	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廢棄の作業性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廢棄の作業に係る基礎教育(臨界の防止に関するこことを含む)	入所時	○	○
非常の場合に採るべき処置に関すること(60分以上)	異常時の通報・連絡、応急措置等、非常時対策活動に係る基礎教育	入所時	○	○

(※)管理区域内で作業を行う者は、管理区域に入域する全ての者とする(一時立入者等を除く)。  
1. 実施時期は、入所時(新規配属時)および3年(受講日から3年後の月末まで)毎とする。

令和 2 年 3 月 27 日 R1

## 補足説明資料 1-36

## 教育訓練について

教育訓練に関しては、「再処理事業部教育訓練要領」に以下の内容を定めている。

### 1. 目的

本要領は、「再処理事業所 再処理施設保安規定」、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定」（以下あわせて「保安規定」という。）、「教育規程」および「再処理事業部 全社品質保証計画書運用要則」に基づき、再処理事業部および技術本部（輸送管理部および情報システム企画部を除く。）要員（以下、「要員」という）の力量の確保、維持・向上を図るために行う教育訓練について、その実施要領を定めることを目的とする。

### 2. 適用範囲

要員の教育訓練に適用する。ただし、「保安規定」に基づく保安教育については、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」および「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき実施するため適用範囲外とする。

### 6. 教育訓練計画等の作成

#### (1) 教育訓練全体計画の作成

技術課長は、再処理事業部および技術本部の各部署と調整し、再処理事業所の「教育訓練全体計画」を作成し、再処理安全委員会および貯蔵管理安全委員会に諮り、再処理事業部長の承認を得る。承認後、技術本部長へ通知するとともに各部署へ周知する。

なお、「教育訓練全体計画」は適宜、見直すものとする。

「教育訓練全体計画」の作成には、以下の項目に留意すること。

- a. 「教育規程」に掲げる人材育成を反映すること。
- b. 「保安規定」、「再処理事業部 全社品質保証計画書運用要則」で定める要員の力量確保・向上のための教育訓練を推進すること。
- c. 部門と職位（経験年数等）に応じた教育訓練の概要を明確にすること。

#### (2) 教育訓練基本計画書の作成

技術課長および技術管理G Lは、(1)項で作成した「教育訓練全体計画」に基づき、各教育実施担当課と調整し、年度毎に具体的な教育訓練項目、時期、日数、対象、場所等について集約し、「 年度 教育訓練基本計画」（別紙-1）として、次年度開始前までに再処理事業部においては再処理事業部長に、技術本部においては技術本部長の承認を得る。承認後、各部署へ周知する。

「教育訓練基本計画」の作成には、以下の項目に留意すること。

- a. 「教育訓練全体計画」に沿った内容であること。
- b. 「保安規定」に記載されている事項を満足すること。
- c. 教育訓練実績に基づく評価を反映していること。
- d. 設備の運転、トラブル等で得られた経験、知見等を反映すること。

#### (3) 力量表（力量管理）の作成

各課長は、「保安規定」および「教育訓練全体計画」に基づき、再処理事業部および技術本部における力量管理について、JEAC4111-2009 および ISO9001:2008 に準拠し、再処理業務および廃棄物管理業務に従事する要員に必要な力量を明確にした「力量表」を年度毎に作成する。

「力量表」の作成には、到達目標を定めるとともに、個人毎に知識、技能および経験等必要な力量項目、業務項目、教育方法および実施時期を明確にすること。また、以下の項目に留意すること。

- a. 「教育規程」に掲げる人材育成を反映すること。
- b. 「教育訓練基本計画」に沿った内容であること。
- c. 被評価者毎に現有の力量を評価し、必要な力量をもてるよう力量表を作成すること。

なお、詳細に関しては「再処理事業部 力量管理実施細則」に従って行うこと。

#### (4) 教育訓練個別計画の作成

各課長は、(2) 項の「教育訓練基本計画」および(3) 項の「力量表」に基づき、個人毎の実施・受講が必要な教育訓練項目について、「 年度 教育訓練個別計画」(別紙-2) を作成し、年度始めに所属部長の承認を得る。また、その写しを再処理事業部においては技術課長に、技術本部においては技術管理G Lに提出する。

各課長は、期中の転入者、新入社員に対して、個人毎に実施・受講が必要な教育訓練項目について、「教育訓練個別計画」を3か月を目途に作成する。「教育訓練個別計画」の作成には、以下の項目に留意すること。

- a. 課・グループ毎に、重点項目等を明確にすること。
- b. 個人別に、計画をたてること。
- c. 公的な資格取得を推進すること。
- d. 「力量表」からの項目のうち教育訓練が必要なものを反映すること。

### 7. 教育訓練の実施

各課長は「力量表」および「教育訓練個別計画」に基づき、要員に対し必要な教育を実施または受講させる。教育訓練の具体的な実施方法等については、「3. 関連文書」に記載の技術課が定める細則および各課・グループが定める細則等に基づき実施する。

## (1) 運転訓練

運転員に対して基本動作訓練、通常運転訓練および異常事象対応訓練等を、総合運転訓練シミュレータを用いて行う。

なお、詳細は「再処理工場 総合運転訓練シミュレータによる運転訓練実施細則」に従って行う。ただし、実機を用いた操作訓練の実施に際して「保安規定」における訓練を受ける者が守るべき事項は以下のとおりとする。

- a. あらかじめやるべき内容を十分把握の上、実施する。
- b. 操作は指導者の下に実施し、自らの判断では実施しない。
- c. 操作について疑問があれば、必ず指導者に確認の上実施する。
- d. 保安規定他関連下部規定および操作手順書を遵守する。

## (2) 原子力安全に関する教育等

要員の原子力安全に関する意識を高めるため、品質保証、コンプライアンス（法令遵守）、安全文化に関する教育を「再処理事業部 安全文化醸成に関する教育実施細則」に従って行う。また、各課長は、品質目標達成のために各部長が作成する実施計画と各課の業務の関連について、要員が自らの活動の持つ意味と重要性を認識し、品質目標達成に向けてどのように貢献できるかを認識させるため、その内容を明記した掲示物を執務室の見やすい箇所に掲示し、さらにその内容の課内教育または同等の成果が得られる教育を行う。

## (3) 技術・技能認定の受験

運転要員、保修要員、放射線管理要員については、技術力・意欲の向上を目的とし、教育訓練の習得度確認のため、技術・技能認定を適用させる。技術・技能認定に関する詳細については、「再処理事業部 技術・技能認定制度運用細則」に従って行う。

## (4) 部門研修

要員を対象に、再処理工場の試運転および営業運転を安全かつ安定に遂行する上で必要な再処理施設に係る一般的知識および専門的知識を習得するため技術課所管の部門研修を実施する。部門研修の詳細については、「再処理事業部 部門研修実施細則（技術課所管分）」に従って行う。

## (5) 新入社員研修

再処理事業部に配属された新入社員を対象に、業務に必要な基礎的知識および技術力の向上を図るため技術課所管の新入社員研修を実施する。新入社員研修の詳細については、「再処理事業部 新入社員に係る研修実施細則」に従って行う。

## (6) 設計図面理解度確認試験

運転員、保修員のうち設計図面を読む必要がある業務に従事する者を対象に、設計図面を読む力量があることを確認するための試験を実施する。設計図面理解度確

認試験の詳細については、「再処理事業部 設計図面理解度確認試験に係る実施細則」に従って行う。

## 8. 教育訓練の評価・実績管理

- (1) 教育訓練受講者は、受講した教育訓練項目毎に「教育訓練実施報告書」（様式一  
1）を作成して各課長に報告する。  
なお、報告様式が別途指示される教育訓練については、その指示に従うものと  
する。
- (2) 報告を受けた各課長は、教育訓練の実施状況を確認し、今後の業務への反映や力  
量の向上等の観点から教育訓練の有効性を評価する。また、有効性の評価を踏ま  
え、教育訓練の内容等について必要な改善を行う。
- (3) 教育訓練実績は、「教育履歴管理システム運用要則」に従い、「教育履歴管理シ  
ステム」に入力する。  
なお、年度途中の転入者、出向者については、その都度同システムに反映する。  
また、各課長は、個人の教育履歴、資格取得歴等について、「教育履歴管理シ  
ステム」にて管理する。
- (4) 各課長は、教育訓練実績を「再処理事業部 力量管理実施細則」に従い、「力量  
表」に反映させる。

## 9. 教育訓練の実績報告

- (1) 再処理事業部および技術本部各課長は、「教育訓練個別計画」の上半期の実績を  
作成して、下半期始めに再処理事業部においては技術課長に、技術本部においては  
技術管理G Lに写しを提出する。技術課長および技術管理G Lは実施状況を確認  
し、適宜、指導・助言を行う。
- (2) 各課長は、「教育訓練個別計画」の年度末の実績を作成して、「  
年度 教  
育訓練個別実績報告」（別紙－3）にて所属部長の承認を得た後、次年度始めに  
再処理事業部においては技術課長に、技術本部においては技術管理G Lに写しを  
提出する。
- (3) 技術課長および技術管理G Lは、各部署の教育訓練実績をとりまとめ、「教育訓  
練基本計画」の実績「  
年度 教育訓練実績集約」（別紙－4）を、再処理  
事業部においては再処理事業部長に、技術本部においては技術本部長に報告する。
- (4) 再処理事業部長および技術本部長は、教育訓練の実施結果を評価し、予防処置ま  
たは是正処置が妥当と判断した場合は、次年度以降の「教育訓練基本計画」に反  
映させる等必要な処置を講じる。

## 11. 保安規定改正公布に伴う措置

技術課長は、保安規定が改定された際には、保安組織に属する要員等が改正の内容を理解するための教育を実施する。

本措置に関する詳細については、「再処理事業部 法令等教育実施細則」に定める。

## 12. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律およびその関連法令等のうち、再処理事業および廃棄物管理事業に係る事項の改正に伴う措置

技術課長は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律およびその関連法令等のうち、再処理事業および廃棄物管理事業に係る事項が改正された際には、保安組織に属する要員等が改正の内容を理解するための教育を実施する。

本措置に関する詳細については、「再処理事業部 法令等教育実施細則」に定める。

様式例

別紙－1

技術部 技術課

承認	審査	作成			
		課長			担当
( . . )	( . . )	( . . )	( . . )	( . . )	( . . )

\_\_\_\_\_ 年度 教育訓練基本計画 (Rev. )

再処理事業部 教育訓練要領に基づき、\_\_\_\_\_年度再処理事業部教育訓練基本計画を作成しましたので承認願います。

添付資料

記載の添付資料は一例

\_\_\_\_\_ 年度 再処理事業部 教育訓練基本計画 (案)

以 上

補-1-36-6

承認	審査			作成
	部長	課長		担当
(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)

〇〇部 〇課

\_\_\_\_\_ 年度 教育訓練個別計画 (Rev. )

再処理事業部 教育訓練要領に基づき、\_\_\_\_\_年度 教育訓練個別計画を作成しましたので承認願います。

添付資料

## 記載の添付資料は一例

添付－1 \_\_\_\_\_ 年度 再処理事業部 教育訓練個別計画書

添付－2 教育訓練実績一覧表 (教育履歴管理システム出力帳票)

添付－3 教育訓練プログラム

以上

承認	審査			作成
	課長			担当
( . . )	( . . )	( . . )	( . . )	( . . )

〇〇〇〇部 〇〇〇〇課

### \_\_\_\_\_年度 教育訓練個別実績報告

再処理事業部 教育訓練要領に基づき、\_\_\_\_\_年度 教育訓練個別実績報告を作成しましたので承認願います。

添付資料

#### 記載の添付資料は一例

添付－1 \_\_\_\_\_ 年度 教育訓練個別実績書

添付－2 教育訓練実績一覧表 (教育履歴管理システム出力帳票)

添付－3 教育訓練プログラム

以 上

## 技術部 技術課

報告	審査	作成			
事業部長	技術部長	課長			担当
( . . )	( . . )	( . . )	( . . )	( . . )	( . . )

## \_\_\_\_\_年度 教育訓練実績集約

再処理事業部 教育訓練要領に基づき、\_\_\_\_\_年度教育訓練実績を集約しましたので報告いたします。

添付資料

記載の添付資料は一例

## \_\_\_\_\_ 年度 教育訓練実績集約結果

以 上

## 教育訓練実施報告書

		承認	審査		作成
		(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
件名					
受講者所属			受講者名		
実施日時 自 20〇〇年月日 時 分 至 20〇〇年月日 時 分			実施場所		
講師	所属 氏名				
資料名:					
内容および成果:					
各課長評価:					

令和 2 年 4 月 13 日 R2

## 補足説明資料 1-37